



学生活動に関する顕彰制度の応募について

学生活動に関する証明書発行制度

- 学業や学術研究活動、学内外課外活動、社会活動等に一定の実績があった学生に対して、『活動に参加したことの<証明書>を発行』するものです。
- 学生生活における自分史作りや、就活で「書式は自由に、自己PRをして下さい」と言われた時のプレゼ資料としてなど、キャリア形成の一助にして下さい。

例えば．．．東日本大震災のボランティアに参加した、保育園や老人ホームなどの施設を訪問し読み聞かせ・傾聴活動などを継続的に行っている、などなど

学生活動に関する顕彰制度

- 学業や学術研究活動、学内外課外活動、社会活動等に功績のあった学生（個人・団体）に対して、『活動の成果を讃え、大学として表彰』するものです。
- 表彰の内容については、大学のHPや大学紙「リスブラン」などで広く周知し、クラブ活動をはじめとする様々な学生活動がさらに活性化することを目的としています。

※ その対象となる活動は、別紙：顕彰制度審査基準のとおりです。

応募期間：2015年11月2日（月）～30日（金）

応募書類：学生生活課にあります

詳しくは学生生活課（11号館）まで

2015.10.30 学生生活課